

月刊！ソウゾク通信

財産目録で見える化を 家族を守る相続準備

相続手続きとして生前に財産目録を作成することは義務ではありませんが、被相続人だけでなく相続人にもメリットがあります。今回は、財産目録とはどのようなものか、そのメリットと注意点、作成手順などについて紹介します。

財産目録とは？ 作成するメリットと注意点

財産目録とは、保有する資産や負債を一覧にしたものです。生前に財産目録を作成する目的は、現金、預金、不動産、有価証券、動産（車、宝飾品など）、保険契約などのプラスの財産だけでなく、ローン、クレジットカード、借入金などのマイナスの財産もすべて明らかにすることで、それにより、推定相続人や家族がどんな財産が残されているのか把握しやすくなります。

この財産目録は主に下記の場合に利用されます。

- ①財産の所有者が、遺言書の作成において、誰にどの財産を相続させるか検討するとき
- ②その財産目録の財産の所有者に相続が発生し、その相続人が、遺産分割協議において、誰がどの財産を相続するかを話し合うとき
- ③生前に、または相続発生時に相続税を試算するとき

これらのタイミングで財産目録があると次のようなメリットがあります。まず、財産目録を作成することで、財産の所有者は保有している財産の整理ができ、生前贈与などの相続対策を計画的に実施できます。また、財産目録があれば、推定相続人が相続開始後に相続財産を一から調査する必要がなく作業を楽にすることができ、遺産分割協議や相続税の申告などの相続手続きを円滑に進められるため、推定相続人の負担を軽減することが可能です。そして、財産目録により財産の内容を明らかにすることで、推定相続人が財産を隠匿するなどの無用な相続トラブルを避けられます。

ただし、財産目録を作成するときは、財産が変動することがあるため、定期的に見直しをする必要があるという点には注意してください。

財産目録の作成手順とポイント 財産を特定できるように記載

財産目録を作成する手順として、まず、どのような財産があるのか明確にするため、プラスとマイナスの財産を漏れのないようにすべて洗い出します。その際には、デジタル資産（仮想通貨やネットバンク）も含めることを忘れないようにしましょう。次に、それぞれの財産がどこにあるのかを確認します。また、これらと併行して、各財産の残高や評価額を把握しておきます。そのために、預貯金は通帳や残高証明書、不動産は登記簿謄本や固定資産税納税通知書、有価証券や保険は報告書や保険証書、ローンは残高証明書、クレジットカードは明細などを用意して参照するとよいでしょう。

そして最後に、こうして整理した財産を資産と負債に分けて、財産目録を作成します。作成にあたっては、相続財産を特定できるように、財産の名称だけでなく、先に紹介した書類をもとに、種類、数量、所在、価額なども記載しましょう。たとえば、預貯金は、同一の金融機関で複数の口座を持っている場合もあるため、金融機関や支店の名称だけでなく、種類、口座番号、残高を、現金については、保管場所と金額を記載します。また、不動産の場合には、種類や用途、所在地、面積、評価額に加えて、利用状況や権利の状況も記載しておきます。

財産目録の作成は義務ではありませんが、トラブルを避け、安心して次世代に財産を承継させるためにも、検討してみたいいかがでしょうか。

